

体調不良者発生

2021/12/6 作成

代表者は事務室に対面せず申告する。外線TEL:0550-89-2020 内線TEL:215又は216

【以下のいずれかに該当する可能性がある場合】

- ・軽い風邪症状が続いている。(頭痛、咳、痰、下痢、嘔吐等)
- ・高熱や強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ・味覚・嗅覚障害などがある

体調不良者を指定の場所(あかまつ棟又はつつじ棟の個室)に案内してください。

体調不良者を休ませたら、事務室にご連絡ください。その際、体調不良者の現況、移動経路や活動使用場所、濃厚接触の疑いのある方の情報などお伺いします。

職員が、新型コロナウイルス感染の可能性も踏まえ、「帰国者・接触者相談センター」に連絡します。指定診療機関での受診が必要となった場合、体調不良者を搬送し、受診させてください。

診療機関の診察の結果、PCR検査をすることになるか、ならないかを、可能な限り速やかにお知らせください。

- 【以降、新型コロナウイルス感染の可能性もあることを踏まえ、以下、職員・利用者の皆様の対応をしていただきますので、ご協力ください。】
- 職員が、体調不良者・濃厚接触者の移動経路或使用施設の消毒作業を実施します。(夜間の場合は翌朝となります。)
 - 利用団体の皆さんで、洗面所・トイレなど、共有スペースの消毒作業を実施してください。(共有スペースを介した感染拡大の防止のため)
 - 今後の受け入れ状況等について、職員から適宜連絡がありますので、その指示にしたがってください。
 - PCR検査を実施することとなり、結果が判明した場合は、ただちに交流の家に連絡してください。

【左記に該当しない】

医療機関での受診が必要と認められる場合

近隣医療機関に相談の上、帰宅または受診の判断をする
【平日の日中】
・当所近隣の医療機関受診。
【土日・休日・夜間】
・御殿場市救急医療センター受診。

軽症と認められる場合

検温及び症状の経過観察 または帰宅